

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い

1 第2条（会社情報の開示）第1項関係

(1) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a 第1号aに掲げる事項

会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集（処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集をする場合にあっては、これに相当する外国の法令の規定によるものを含む。）の払込金額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）の払込金額又は売出価額の総額に当該新株予約権に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること。ただし、株主割当（優先出資者割当を含む。）による場合及び買収防衛策（企業行動規範に関する規則第11条に規定する買収防衛策をいう。）の導入又は発動（同条第2号に規定する発動をいう。）に伴う場合を除く。

b 第1号hに掲げる事項

(a) 事業の全部又は一部を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 最近連結会計年度の末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における連結純資産額（連結財務諸表

における純資産額をいう。以下同じ。)の100分の30に相当する額未満であること。

口 当該事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲渡による連結会社(上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下同じ。)の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各会計年度においていずれも当該事業の譲渡による連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

二 当該事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲渡による連結当期純利益(IFRS任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益。以下同じ。)の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ホ 取引規制府令第49条第8号イに掲げる事項

(b) 事業の全部又は一部を譲り受ける場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該事業の譲受けによる資産の増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

口 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる連結会社の売上高の増加額が最近連結会計

年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

二 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ホ 取引規制府令第49条第8号口又はハに掲げる事項

c 第1号jに掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による連結会社の売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が最近連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 取引規制府令第49条第9号に定める事項

d 第1号kに掲げる事項

(a) 業務上の提携を行う場合

次のイ及びロに掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)又は(ロ)に掲げる場合においては、当該(1)又は(ロ)のそれぞれに定める基準に該当すること。

(1) 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が上場会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金の額（連結財務諸表における資本金の額をいう。以下同じ。）とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の数が上場会社の最近連結会計年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であると見込まれること。

(ロ) 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が子会社の設立に該当する場合を除く。）

新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この(1)において同じ。）を乗じて得たものがいずれも上場会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗

じて得たものがいずれも最近連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

□ 取引規制府令第49条第10号イに掲げる事項

(b) 業務上の提携の解消を行う場合

次のイ及びロに掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ，かつ，次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合においては，当該(イ)又は(ロ)のそれぞれに定める基準に該当すること。

(イ) 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき，相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては，取得している株式又は持分の帳簿価額が上場会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金の額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であり，相手方に株式を取得されている場合にあっては，取得されている株式の数が上場会社の最近連結会計年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。

(ロ) 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合

新会社の最近事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが上場会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であり，かつ，当該新会社の最近事業年

度の売上高に出資比率を乗じて得たものが最近連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

口 取引規制府令第49条第10号口に掲げる事項

e 第1号1に掲げる事項

次の(a)から(j)まで(上場会社が子会社取得(子会社でなかつた会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法(法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。)により,当該会社を子会社とすることをいう。以下同じ。)を行う場合以外の場合にあっては,(h)及び(i)を除く。)に掲げるもののいずれにも該当する子会社(運動子会社を除く。)の異動を伴うものであること。

- (a) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額(新たに子会社を設立する場合には,子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額)が上場会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。
- (b) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の売上高(新たに子会社を設立する場合には,子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の売上高の見込額)が最近連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。
- (c) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の経常利益金額(新たに子会社を設立する場合には,子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の経常利益金額の見込額)が上場会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

- (d) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の当期純利益金額（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額）が上場会社の最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
- (e) 上場会社の最近事業年度における子会社又は新たに子会社となる会社からの仕入高（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該子会社からの仕入高の見込額）が上場会社の最近事業年度の仕入高の総額の100分の10に相当する額未満であること。
- (f) 上場会社の最近事業年度における子会社又は新たに子会社となる会社に対する売上高（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該子会社に対する売上高の見込額）が上場会社の最近事業年度の売上高の総額の100分の10に相当する額未満であること。
- (g) 子会社又は新たに子会社となる会社の資本金の額又は出資の額が上場会社の資本金の額の100分の10に相当する額未満であること。
- (h) 子会社取得に係る対価の額（子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下この(h)及び(i)において同じ。）に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であること。
- (i) 子会社取得に係る対価の額に当該子会社取得の一連の行為と

して行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の100分の15に相当する額未満であること。

(j) 取引規制府令第49条第11号に定める事項

f 第1号mに掲げる事項

(a) 固定資産を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 上場会社の最近連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

ロ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結経常利益の増加額又は減少額が上場会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結当期純利益の増加額又は減少額が上場会社の最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

二 取引規制府令第49条第12号イに掲げる事項

(b) 固定資産を取得する場合

次のイ及びロに掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該固定資産の取得価額が上場会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 取引規制府令第49条第12号ロに掲げる事項

g 第1号nに掲げる事項

(a) リースによる固定資産の賃貸を行う場合

上場会社の最近連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) リースによる固定資産の賃借を行う場合

当該固定資産のリース金額の総額が上場会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

h 第1号oに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度において、いずれも当該休止又は廃止による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度において、いずれも当該休止又は廃止による連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度において、いずれも当該休止又は廃止による連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 取引規制府令第49条第13号に定める事項

i 第1号rに掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 新たな事業の開始の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による連結会社の売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が最近連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 取引規制府令第49条第14号に定める事項

j 第1号wに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

k 第1号a bに掲げる事項

上場会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、最近連結会計年度の末日における連結会社の債務の

総額の100分の10に相当する額未満であること。

1 第1号a_iに掲げる事項

定款の変更理由が次の(a)から(c)までのいずれかに該当すること。

- (a) 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更
- (b) 本店所在地の変更
- (c) その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が認める理由

(1)の2 第1号1に規定する「資本下位会社等」とは、株券上場審査基準の取扱い1(1)の規定のうち、「新規上場申請者」とあるのを「上場会社」と読み替えたものをいう。

(1)の3 連結財務諸表を作成すべきでない会社に対する(1)の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額(連結財務諸表における純資産額をいう。以下同じ。)」とあるのは「純資産額(資産の総額から負債の総額を控除して得た額(控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。)をいう。以下同じ。)」と、「連結会社(上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下同じ。)の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の」とあるのは「売上高」と、「連結当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の固定資産」とあるのは「固定資産」と、「連結資本金の額(連結財務諸表における資本金の額をいう。以下同じ。)」とあるのは「資本金の額」と、「連結資本金額」とあるのは「資本金の額」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。

(2) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからiまでに掲げる区分に応じ当該aから

i までに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a 第2号aに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (d) 取引規制府令第50条第1号に定める事項

b 第2号dに掲げる事実

- (a) 訴えが提起された場合

次のイ及びロに掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 訴訟の目的の価額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 取引規制府令第50条第3号イに掲げる事項

- (b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等(訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)の場合又は前(a)イに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 判決等により上場会社の給付する財産の額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結経常利益の減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結当期純利益の減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ホ 取引規制府令第50条第3号ロに掲げる事項

シ 第2号エに掲げる事実

(a) 仮処分命令の申立てがなされた場合

次のイ及びロに掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発

せられたとした場合、当該申立ての日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該仮処分命令による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

□ 取引規制府令第50条第4号イに掲げる事項

(b) 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等(申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、次のいずれにも該当すること。

イ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

□ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結経常利益の減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結当期純利益の減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ

ること。

二 取引規制府令第50条第4号口に掲げる事項

d 第2号fに掲げる事実

(a) 法令に基づく処分を受けた場合

次のイ及び口に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 法令に基づく処分を受けた日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該処分による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

口 取引規制府令第50条第5号に定める事項

(b) 法令違反に係る告発がなされた場合

行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の最近連結会計年度の売上高が当該連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

e 第2号kに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が最近連結会計年度の連結当期純利益金の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 取引規制府令第50条第6号に定める事項

f 第2号1に掲げる事実

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 取引先との取引の停止の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該取引の停止による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 取引規制府令第50条第7号に定める事項

g 第2号mに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額）が最近連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(b) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結経常利益の増加額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結当期純利益の増加額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 取引規制府令第50条第8号に定める事項

h 第2号nに掲げる事実

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 発見された資源の採掘又は採取を開始する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該資源を利用する事業による連結会社の売上高の増加額が最

近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 取引規制府令第50条第9号に定める事項

i 第2号qに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が,最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が,最近連結会計年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(2)の2 第2号gに規定する本所が定める者とは,自己の計算において所有している議決権と次のa及びbに掲げるものが所有している議決権とを合わせて,上場会社の議決権の過半数を占めている主要株主(親会社を除く。)をいう。

a 当該主要株主の近親者(有価証券上場規程に関する取扱要領(以下「有価証券上場規程取扱要領」という。)11の4(5)eに定める近親者をいう。以下同じ。)

b 当該主要株主及び前aに掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等(会社,指定法人,組合その他これらに準ずる企業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。以下同じ。)及び当該会社等の子会社

(2)の3 連結財務諸表を作成すべきでない会社に対する(2)の規定の適用については,「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と,「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と,「連結純資産額」とあるのは「純資産額(資産の総額から負債の総額を控除して得た額(控除してなお控除しきれない金額がある場合には,当該控除しきれない金額はないものとする。)をいう。以下この項において同じ。)」と,

「連結当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。

(3) 上場会社が親会社等（親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。ただし、ＪＡＳＤＡＱの上場会社である場合には、当該上場会社の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を実質的に所有している会社をいう。以下この(3)において同じ。）を有している場合は、第2号×に掲げる事実には、親会社等の事業年度若しくは中間会計期間（当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間。以下この(3)において同じ。）又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間（当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間。以下この(3)において同じ。）に係る決算の内容が定まったことを含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合、当該親会社等が外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券（当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である場合、当該親会社等が上場会社との関係が希薄であり上場会社が当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容を把握することが困難であると本所が認める者である場合その他本所が適当と認める者である場合は、この限りでない。

(4) 第4号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものと

して本所が定める基準は、次の a から d までに掲げる区分に応じ当該 a から d までに掲げることとする。

a 企業集団の売上高

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が1.1以上又は0.9以下であること。

b 企業集団の営業利益

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

c 企業集団の経常利益（上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、税引前利益）

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

d 企業集団の純利益（上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、当期利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益）

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場

合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)であること。

(5) 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前(4)の規定の適用については、同(4)中「企業集団」とあるのは「上場会社」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」とする。

1 の 2 第 2 条(会社情報の開示)関係

(1) 第 1 項から第 3 項までの規定に基づき開示すべき内容は、原則として、次の a から d までに掲げる内容とする。

- a 第 1 項第 1 号及び同条第 2 項第 1 号に定める事項(以下この(1)において「決定事実」という。)を決定した理由又は同条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項第 2 号に定める事実(以下この(1)において「発生事実」という。)が発生した経緯
- b 決定事実又は発生事実の概要
- c 決定事実又は発生事実に関する今後の見通し
- d その他本所が投資判断上重要と認める事項

(2) 第 2 条第 1 項第 1 号 a に該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当を行うときの開示は、次の a から d までに掲げる内容を含めるものとする。

- a 割当を受ける者の払込みに要する財産の存在について確認した内容
- b 次の(a)及び(b)に掲げる事項((b)に掲げる事項については、本所が必要と認める場合に限る。)
 - (a) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容
 - (b) 払込金額が割当を受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見等
- c 企業行動規範に関する規則第 2 条に定めるところにより同条各号に掲げるいずれかの手続を行う場合は、その内容(同条ただし

書の規定の適用を受ける場合は、その理由）

2 第2条（会社情報の開示）第2項関係

(1) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。ただし、第1項第1号1に規定する上場外国会社（本所が必要と認める者に限る。）については、本所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a 第1号aに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該株式交換による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該株式交換による連結会社の売上高の減少額又は増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該株式交換による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該株式交換による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

b 第1号bに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該株式移転による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

- (b) 当該株式移転による連結会社の売上高の減少額又は増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 当該株式移転による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (d) 当該株式移転による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 第1号cに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 当該合併による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 当該合併による連結会社の売上高の減少額又は増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 当該合併による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (d) 当該合併による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

cの2 第1号cの2に掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 当該分割による当該連結会社の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

- (b) 当該分割による当該連結会社の売上高の減少額又は増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 当該分割による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (d) 当該分割による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d 第1号dに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 当該事業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 当該事業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の売上高の減少額又は増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 当該事業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (d) 当該事業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

dの2 第1号eに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 当該解散による連結会社の資産の額の減少額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

- (b) 当該解散による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 当該解散による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (d) 当該解散による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

e 第1号fに掲げる事項

新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による連結会社の売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ，かつ，当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が連結会社の最近連結会計年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

f 第1号gに掲げる事項

(a) 業務上の提携を行う場合

当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ，かつ，次のイ又はロに掲げる場合においては，当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき，相手方の会社の株式又は持分を新た

に取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金の額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の数が当該子会社の最近事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であると見込まれること。

□ 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が孫会社の設立に該当する場合を除く。）

新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この(1)において同じ。）を乗じて得たものがいずれも連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも連結会社の最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 業務上の提携の解消を行う場合

当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金の額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の数が当該子会社の最近事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。

□ 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合

新会社の最近事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の最近事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが連結会社の最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

g 第1号hに掲げる事項

次の(a)から(h)まで(子会社が孫会社取得(上場会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法(法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。)により、当該会社を上場会社の孫会社とすることをいう。以下同じ。)を行う場合以外の場合にあっては、(h)を除く。)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額(新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額)が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の

30に相当する額未満であること。

- (b) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の売上高（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の売上高の見込額）が連結会社の最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。
- (c) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の経常利益金額（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の経常利益金額の見込額）が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
- (d) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の当期純利益金額（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額）が連結会社の最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
- (e) 上場会社の最近事業年度における孫会社又は新たに孫会社となる会社からの仕入高（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該孫会社からの仕入高の見込額）が上場会社の最近事業年度の仕入高の総額の100分の10に相当する額未満であること。
- (f) 上場会社の最近事業年度における孫会社又は新たに孫会社となる会社に対する売上高（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該孫会社に対する売上高の見込額）が上場会社の最近事業年度の売上高の総額の100分の10に相当する額未満であること。

- (g) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の資本金の額又は出資の額が上場会社の資本金の額の100分の10に相当する額未満であること。
- (h) 孫会社取得に係る対価の額（孫会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下この(h)において同じ。）に当該孫会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社又は子会社の業務執行を決定する機関により決定された上場会社による子会社取得又は子会社による他の孫会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であること。

h 第1号iに掲げる事項

- (a) 固定資産を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 連結会社の最近連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

ロ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結経常利益の増加額又は減少額が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結当期純利益の増加額又は減少額が上場会社の最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

- (b) 固定資産を取得する場合

当該固定資産の取得価額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満である

と見込まれること。

i 第1号jに掲げる事項

(a) リースによる固定資産の賃貸を行う場合

連結会社の最近連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) リースによる固定資産の賃借を行う場合

当該固定資産のリース金額の総額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

j 第1号kに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度において、いずれも当該休止又は廃止による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度において、いずれも当該休止又は廃止による連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度において、いずれも当該休止又は廃止による連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

k 第1号mに掲げる事項

新たな事業の開始の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による連結会社の売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ，かつ，当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が最近連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

1 第1号oに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 当該子会社等に係る最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。
- (b) 当該子会社等の最近事業年度の売上高が連結会社の最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。
- (c) 当該子会社等の最近事業年度の経常利益金額が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
- (d) 当該子会社等の最近事業年度の当期純利益金額が連結会社の最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

m 第1号qに掲げる事項

当該子会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が，最近連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

- (2) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは，次のaからhまでに掲げる区分に応じ当該aからhまでに定めることとするものとし，IFRS任意適用会社については，連結経常利益に係る基準は適用しない。

a 第2号aに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による被害を受けた資産の帳簿価額が連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

b 第2号bに掲げる事実

- (a) 訴えが提起された場合

訴訟の目的の価額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり，かつ，当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合，当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

- (b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等(訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは

一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 判決等により給付する財産の額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結経常利益の減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

二 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結当期純利益の減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 第2号cに掲げる事実

(a) 仮処分命令の申立てがなされた場合

当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該仮処分命令による売上高の減少額が最近連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ

ること。

(b) 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等(申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、次のいずれにも該当すること。

イ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結経常利益の減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結当期純利益の減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d 第2号dに掲げる事実

(a) 法令に基づく処分を受けた場合

法令に基づく処分を受けた日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該

処分による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 法令違反に係る告発がなされた場合

行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の最近連結会計年度の売上高が当該連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

e 第2号hに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

f 第2号iに掲げる事実

取引先との取引の停止の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該取引の停止による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

g 第2号jに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額）が最近連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当す

る額未満であること。

- (b) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結経常利益の増加額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結当期純利益の増加額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

h 第2号kに掲げる事実

発見された資源の採掘又は採取を開始する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該資源を利用する事業による連結会社の売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

2の2 第2条(会社情報の開示)第6項関係

第2条第6項に規定する「上場株券の最近の投資単位」とは、最近事業年度の末日からさかのぼって1か年における本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（最終値段（呼値に関する規則第13条第1項に規定する特別気配表示に係る最終特別気配値段又は同規則第14条に規定する気配値段を含む。以下同じ。）をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、最近事業年度の末日における本所の売買立会における当該株券の最終価格（最終値段をいう。ただし、最終値段がない場合は、本所がその都度定める価格をいう。）をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格をいう。ただし、本所が当該投資単位を適当でないと認める場合には、本所がその都度定める投資単位とする。

2 の 3 第 2 条（会社情報の開示）第 6 項の 2 関係

第 2 条第 6 項の 2 ただし書に規定する本所が定める場合とは、上場株券（外国会社を除く。）の発行者が第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づき事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容を開示する際に、公益財団法人財務会計基準機構の会員マークを表示している場合をいう。

2 の 4 第 2 条（会社情報の開示）第 7 項関係

(1) 第 2 条第 7 項に規定する「本所が定める有価証券」とは、上場会社が第三者割当により発行する次の a から c までに掲げる有価証券をいう。

a 新株予約権付社債券（同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券（法第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる有価証券又は法第 2 条第 1 項第 17 号に掲げる有価証券で同項第 5 号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。）及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして発行されたものを含む。）

b 新株予約権証券

c 取得請求権付株券（取得請求権の行使により交付される対価が当該取得請求権付株券の発行者が発行する上場株券等であるものをいう。）

(2) 第 2 条第 7 項に規定する「本所が定める発行条件」とは、上場会社が発行する C B 等に付与又は表章される新株予約権又は取得請求権（以下この 2 の 4 において「新株予約権等」という。）の行使に際して払込みをなすべき 1 株当たりの額が、6 か月間に 1 回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される上場株券等の価格を基準として修正が行われ得る旨の発行条件をいう。

2 の 5 第 2 条（会社情報の開示）第 8 項関係

- (1) 第8項に規定する「本所が定める支配株主等に関する事項」とは、次のaからfまでに定める事項をいうものとする。
- a 親会社等の商号又は名称、上場会社の議決権に対する当該親会社等の所有割合及び当該親会社等が発行する株券が上場されている国内の金融商品取引所又は上場若しくは継続的に取引されている外国の金融商品取引所等の商号又は名称
 - b 親会社等が複数ある場合は、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社（影響が同等であると認められるときは、そのすべての会社）の商号又は名称及び当該会社が上場会社に与える影響が最も大きいと認められる理由（影響が同等であると認められるときは、その理由）
 - c 親会社等（親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。）が1(3)ただし書の適用を受ける場合（当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券（当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である場合を除く。）には、当該ただし書の適用を本所に認められた理由
 - d 親会社等の企業グループにおける位置付けその他の親会社等との関係
 - e 支配株主等との取引に関する事項（財務諸表等規則第8条の10若しくは連結財務諸表規則第15条の4の2の規定により財務諸表等若しくは連結財務諸表等に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、次の(a)から(c)までに掲げる者との取引に関する事項（上場外国会社にあってはこれに相当する事項）をい

う。)

(a) 親会社等

(b) 支配株主（親会社を除く。）及びその近親者

(c) 前(b)に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所
有している会社等及び当該会社等の子会社

f 有価証券上場規程取扱要領11の4(1)又はＪＡＳＤＡＱにおける有価証券上場規程に関する取扱要領（以下「ＪＱ有価証券上場規程取扱要領」という。）21(1)に規定する指針（第4条の5の規定により当該指針に変更があった場合には、当該変更後の指針を含む。）に定める方策の履行状況

(2) 前(1)の規定にかかわらず、継続開示会社等（継続開示会社及びＪＱ有価証券上場規程取扱要領17(2)d(d)口の確約の対象である会社をいう。）でない親会社等（親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社（影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社）をいう。以下この(2)において同じ。）を有するＪＡＳＤＡＱの上場会社における第8項に規定する「本所が定める支配株主等に関する事項」は、前(1)aからfまで（aのうち、親会社等が発行する株券が上場されている国内の金融商品取引所又は上場若しくは継続的に取引されている外国の金融商品取引所等の商号又は名称を除く。）に定める事項のほか、親会社等に関する次のa及びbに定める事項をいうものとする。

a 親会社等が継続開示会社等ではない旨

b 親会社等の将来的な企業グループにおける位置付けその他親
会社等との関係

2の6 第3条の2（調査委員会の設置）第1項関係

第1項に規定する「照会事項」には、次に掲げる場合を含むものと

する。

- (1) 上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」(株券上場審査基準の取扱い 2 (8) a に規定する虚偽記載をいう。)を行った場合
- (2) 上場会社において、反社会的勢力の介入が認められるなど金融商品市場の信用を失墜させるような企業不祥事が起こった場合
- (3) その他公益又は投資者保護のため本所が必要と認めた場合

2 の 7 第 3 条の 2 (調査委員会の設置) 第 3 項関係

第 3 項に規定する報告書には、上場有価証券の発行者の当該報告書に対する見解を記載した書面を添付するものとする。

3 削 除

4 第 4 条の 3 (情報取扱責任者の届出) 関係

第 4 条の 3 に規定する情報取扱責任者は、上場会社の取締役若しくは執行役又はこれらに準じる役職の者のうちから選定するものとする。

4 の 3 第 4 条の 5 (コーポレート・ガバナンスに関する報告書) 第 2 項関係

第 2 項に規定する「本所が定める事項」とは、有価証券上場規程取扱要領11の 4 (1) 又は JQ 有価証券上場規程取扱要領21(1)に掲げる事項のうち資本構成及び企業属性に関する事項をいうものとする。

5 第 5 条 (決定事項等に係る通知及び書類の提出) 関係

- (1) 第 1 項に規定する本所が定める基準は、1 (1) に規定する基準(同 (1) a 及び 1 を除く。)をいうものとする。
- (2) 第 1 項に規定する通知は、同項各号に掲げる事項について決議又は決定(取締役会(協同組織金融機関の理事会を含む。以下この(2)

において同じ。)で決議したこと(代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手続に従い決定したことをいい、委員会設置会社にあっては、執行役が決定したことを含む。)をいう。以下次の(3)までにおいて同じ。)を行った後、直ちに取締役会決議通知書(代表取締役又は執行役の決定の場合は、決定通知書)を提出することにより行うものとする。ただし、第2条第1項第1号a、fの2、g若しくはgの2に掲げる事項について開示を行う場合には、当該通知書の提出を要しないものとし、上場外国会社又は第1項第10号に掲げる事項について決議若しくは決定を行った上場外国株預託証券等の発行者である場合には、当該決議又は決定の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもって当該通知書の提出に代えることができる。

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからoまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからoまでに定めるところにより行うものとする。

a 第2条第1項第1号aに掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。ただし、電子開示手続(法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。)により有価証券届出書及び訂正届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(c)に掲げる書類の提出を要しないものとする。

- | | |
|----------------------------------|--------|
| (a) 募集又は売出しの日程表 | 確定後直ちに |
| (b) 有価証券届出効力発生通知書の写し | 交付後直ちに |
| (c) 目論見書(届出仮目論見書及びこれらの訂正事項分を含む。) | |
- この場合において、上場会社は、当該目論見書(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

作成後直ちに

- (d) 安定操作取引関係者(施行令第20条第3項各号に規定する安

定操作取引の委託等をすることができる者をいう。)のリストの
写し

施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取
引をすることができる期間の初日の前日まで

(e) 有価証券通知書(変更通知書を含む。)の写し

内閣総理大臣等に提出後直ちに

b 第2条第1項第1号bに掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類。ただし、電子開示手続により発
行登録書及び訂正発行登録書を内閣総理大臣等に対し提出した
場合には、(a)口に掲げる書類の提出を要しないものとし、電子
開示手続により発行登録追補書類を内閣総理大臣等に対し提出
した場合には、(a)ハに掲げる書類の提出を要しないものとする。

(a) 発行登録に関する次の書類

イ 発行登録効力発生通知書の写し 交付後直ちに

ロ 発行登録目論見書(発行登録仮目論見書及びこれらの訂正
事項分を含む。) 作成後直ちに

ハ 発行登録追補目論見書 作成後直ちに

ニ 発行登録通知書の写し

内閣総理大臣等に提出後直ちに

ホ 発行登録取下届出書の写し

内閣総理大臣等に提出後直ちに

(b) 需要状況の調査の開始に関する次の書類本所所定の「需要状
況の調査開始通知書」

決定後直ちに(調査開始日の前日まで)

c 第2条第1項第1号dの2に掲げる事項

株式無償割当ての決議又は決定を行った場合は次の(a)に掲げ
る書類、新株予約権無償割当ての決議又は決定を行った場合は次

の(a)から(c)までに掲げる書類

(a) 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て日程表

確定後直ちに

(b) 有価証券届出効力発生通知書の写し

受領後直ちに

(c) 有価証券通知書及び変更通知書の写し

内閣総理大臣等に提出後遅滞なく

c の 2 第 2 条第 1 項第 1 号 d の 3 に掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類

(a) 発行登録に関する次のイからハまでに掲げる書類

イ 発行登録効力発生通知書の写し 受領後直ちに

ロ 発行登録通知書の写し 内閣総理大臣等に提出後直ちに

ハ 発行登録取下届出書の写し

内閣総理大臣等に提出後直ちに

(b) 需要状況又は権利行使の見込みの調査の開始に関する次の書類

本所所定の「需要状況又は権利行使の見込みの調査開始通知書」 決定後直ちに(調査開始日の前日まで)

d 第 2 条第 1 項第 1 号 e に掲げる事項

株式の分割又は併合日程表 確定後直ちに

d の 2 第 2 条第 1 項第 1 号 f に掲げる事項

臨時計算書類を作成した場合は、臨時計算書類並びに会計監査報告及び監査報告 作成後直ちに

d の 3 第 2 条第 1 項第 1 号 f の 2 に掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(f)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- (a) 株式交換契約書の写し 契約締結後直ちに
(b) 会社法第782条第1項又は第794条第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し

これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

- (c) 株式交換日程表 確定後直ちに
(d) 会社法第801条第3項第3号に規定する書面(法定事後開示書類)の写し 株式交換の効力発生日以後速やかに
(e) 他の会社を完全子会社とする株式交換を行う場合(非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合であって上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受けるとき又は完全子会社と合併する場合を除く。)

当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有する者が、当該株式交換に係る株式交換比率に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

- (f) 他の会社の完全子会社となる株式交換を行う場合(当該他の会社(非上場会社である場合に限る。)又は当該他の会社の親会社(非上場会社である場合に限る。)の株券について株券上場審査基準第4条第3項又はJQ有価証券上場規程第15条に係る上場申請が行われるときに限る。)又は非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合

非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した本所所定の「非上場会社の概要書」

決議又は決定後遅滞なく

d の 4 第2条第1項第1号fの3に掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(b)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)及び(d)に掲げる書類を

本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 会社法第803条第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し

同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされる日までに

(b) 株式移転日程表 確定後直ちに

(c) 他の会社と共同して株式移転を行う場合

当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有する者が、当該株式移転に係る株式移転比率に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

(d) 非上場会社と共同して株式移転を行う場合(新設会社の株券について株券上場審査基準第4条第3項又はJQ有価証券上場規程第15条に係る上場申請が行われるときに限る。)

非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した本所所定の「非上場会社の概要書」

取締役会決議後遅滞なく

e 第2条第1項第1号gに掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(f)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 合併契約書の写し 契約締結後直ちに

(b) 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し

これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされる日までに

- (c) 合併日程表 確定後直ちに
- (d) 会社法第801条第3項第1号に規定する書面(法定事後開示書類)の写し 合併の効力発生日以後速やかに
- (e) 他の会社と合併する場合(上場会社が非上場会社を吸収合併する場合であって上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受けるとき又は完全子会社と合併する場合を除く。)
合併当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有する者が、当該合併に係る合併比率に関する見解を記載した書面 作成後直ちに
- (f) 他の会社と合併する場合であって上場会社が当該合併により解散するとき(新設会社である非上場会社若しくは存続会社である非上場会社又は存続会社の親会社である非上場会社の株券について株券上場審査基準第4条第3項又はJQ有価証券上場規程第15条に係る上場申請が行われるとき)に限る。又は非上場会社を吸収合併する場合

非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した本所所定の「非上場会社の概要書」

決議又は決定後遅滞なく
e の 2 第2条第1項第1号gの2に掲げる事項

次の(a)から(g)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(e)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- (a) 吸収分割の場合には、分割契約書の写し

契約締結後直ちに

- (b) 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し

これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

(c) 分割日程表 確定後直ちに

(d) 会社法第791条第2項,第801条第3項第2号又は第811条第2項に規定する書面（法定事後開示書類）の写し

分割の効力発生日以後速やかに

(e) 分割により承継される事業及び相手会社等について記載した本所所定の「会社分割概要書」

決議又は決定後遅滞なく

(f) 他の上場会社と吸収分割を行う場合又は他の上場会社と共同して新設分割を行う場合 当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該分割に係る株式の割当比率に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

(g) 非上場会社と吸収分割を行う場合又は非上場会社と共同して新設分割を行う場合（上場会社が会社法第784条第3項, 第796条第3項若しくは第805条の規定の適用を受ける場合又は完全子会社と会社分割を行う場合を除く。）

前(f)に規定する書面 作成後直ちに

e の 3 第 2 条第 1 項第 1 号 h に掲げる事項

非上場会社から事業の全部若しくは一部の譲受けを行う場合又は他の者への事業の全部若しくは一部の譲渡を行う場合

本所が定めるところにより作成する「事業の譲受け（譲渡）概要書」 決議又は決定後遅滞なく

この場合において、上場会社は、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

e の 4 第 2 条第 1 項第 1 号 l に掲げる事項

本所が定めるところにより作成する「異動子会社に関する概要

書」

この場合において、上場会社は、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

子会社の異動後遅滞なく

e の 5 第 2 条第 1 項第 1 号 m に掲げる事項

非上場会社からの事業上の固定資産の譲受けを行う場合又は他の者への事業上の固定資産の譲渡を行う場合

本所が定めるところにより作成する「事業上の固定資産の譲受け(譲渡)概要書」
決議又は決定後遅滞なく

この場合において、上場会社は、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

e の 6 第 2 条第 1 項第 1 号 s に掲げる事項

本所に上場している法第27条の2第1項に規定する株券等(以下この5において「株券等」という。)の同項に規定する公開買付け(以下この5において「公開買付け」という。)により当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は当該上場会社の子会社が発行者である株券等であって本所に上場しているものの公開買付けを行う場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。

e の 7 第 2 条第 1 項第 1 号 t に掲げる事項

当該上場会社が発行者である株券等の公開買付けにより当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は公開買付者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当該上場会社の役員と利益を共通にする者若

しくは当該上場会社の支配株主である場合は、当該会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。

e の 8 第 2 条第 1 項第 1 号 v に掲げる事項（本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表取締役又は代表執行役の異動の場合に限る。）

本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」

異動後直ちに

f 第 2 条第 1 項第 1 号 a d に掲げる事項（社債権者集会の招集に限る。）

社債権者集会招集通知書の写し及び当該社債権者集会の決議通知書の写し

それぞれ決議後遅滞なく

f の 2 第 2 条第 1 項第 1 号 a i に掲げる事項

(a) 変更後の定款 变更後遅滞なく
(b) 定款に基準日を定める場合又は定款に定める基準日を変更する場合

取締役会決議通知書又は決定通知書

決議又は決定後直ちに

この場合において、上場会社（上場外国会社を除く。）は、(a)に掲げる書類の提出については、当該書類の内容を記録した電磁的記録（法令に基づき電磁的記録が作成されている場合にあっては、当該電磁的記録）の提出により行うものとし、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

g 第 2 号に掲げる事項

株式の種類変更日程表及び変更内容説明の通知書

確定後直ちに

h 第3号に掲げる事項

割当確定日及び内容説明の通知書

確定後直ちに

i 第4号に掲げる事項

割当確定日及び内容説明の通知書

確定後直ちに

j 第5号に掲げる事項

信託契約、発行契約又は社債管理委託契約その他本所が必要と認める委託契約の変更に係る契約書の写し

契約変更後直ちに

k 第7号に掲げる事項

基準日(記名式の株券を発行している上場外国会社の場合には、株主名簿の閉鎖期間又は基準日、無記名式の株券を発行している上場外国会社の場合には、株券供託期間、配当金支払日等の権利確定のための期間又は期日)に関する日程表

当該期日(上場外国会社の場合には、当該期間の初日又は期日)の3週間前(3週間前より後に決議又は決定を行った場合は、決議又は決定後直ちに)(上場外国会社が当該期限前に提出することが困難な場合には、本国等において要する提出の期限によることができる。)

l 第8号に掲げる事項

(a) 預託証券の募集又は売出しの日程表

確定後直ちに

(b) 有価証券届出効力発生通知書の写し

交付後直ちに

(c) 目論見書(届出仮目論見書及びこれらの訂正事項分を含む。)

この場合において、上場会社は、当該目論見書(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

作成後直ちに

(c)の2 安定操作取引関係者（施行令第20条第3項各号に規定する安定操作取引の委託等をすることができる者をいう。）のリストの写し

施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで

(d) 有価証券通知書（変更通知書を含む。）の写し

内閣総理大臣等に提出後直ちに

(e) 発行登録に関する次の書類

イ 発行登録効力発生通知書の写し 交付後直ちに

口 発行登録目論見書（発行登録仮目論見書及びこれらの訂正事項分を含む。） 作成後直ちに

ハ 発行登録追補目論見書 作成後直ちに

二 発行登録通知書の写し

内閣総理大臣等に提出後直ちに

ホ 発行登録取下届出書の写し

内閣総理大臣等に提出後直ちに

ヘ 発行登録を行っている場合で、募集に係る投資者の需要状況の調査の開始を決定したとき本所所定の「需要状況の調査開始通知書」 決定後直ちに（調査開始日の前日まで）

m 第9号に掲げる事項

次に掲げるところによる「安定操作取引委託者通知書」

(a) 記載事項

イ 氏名

口 住所

ハ 上場会社との関係

(b) 提出期限

施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで

n 第10号に掲げる事項

- (a) 法第5条第1項の届出書の提出を要しない公募又は売出しの場合

次に掲げるところによる「元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書」

イ 記載事項

上場会社又は売出しに係る有価証券の所有者と法第21条第4項に規定する元引受契約を締結する金融商品取引業者の商号

ロ 提出期限

施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで

- (b) 発行価格若しくは売出価格（他の種類の株式への転換が行われる株式（これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。）にあっては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株予約権又は新株予約権付社債（新株予約権又は新株予約権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。）にあっては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格）が決定された場合

次に掲げるところによる「発行価格（売出価格）通知書」

イ 記載事項

(イ) 発行価格又は売出価格

(ロ) 発行価額又は売出価額の総額

ロ 提出時期

発行価格又は売出価格の決定後直ちに

- (c) 前(b)の規定にかかわらず、発行価格又は売出価格が一の取引所金融商品市場の一の日における最終価格に一定率を乗ずる等

確定値によらずに決定されている場合

次に掲げるところによる「算式表示による発行価格（売出価格）通知書」及び「発行価格（売出価格）の確定値通知書」

イ 「算式表示による発行価格（売出価格）通知書」

(イ) 記載事項

i 算式表示（開示府令第1条第30号に規定する算式表示をいう。以下同じ。）による発行価格又は売出価格

ii 発行価額又は売出価額の総額の見込額

(ロ) 提出時期

算式表示による発行価格又は売出価格の決定後直ちに

□ 「発行価格（売出価格）の確定値通知書」

(イ) 記載事項

i 発行価格又は売出価格の確定値

ii 発行価額又は売出価額の総額

(ロ) 提出時期

発行価格又は売出価格の確定値が得られた後直ちに

○ 第11号に掲げる事項

「割当てを受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」

作成後直ちに

(4) 第5号に規定する「その他本所が必要と認める委託契約」には次に掲げる契約を含むものとする。

a 発行事務委託契約

b 期中事務委託契約

(5) 第11号に規定する「本所が定める者」とは次に掲げる者をいうものとする。

a 上場会社

b 本所又はその他の国内の金融商品取引所の取引参加者

c 反社会的勢力の関与に係る上場廃止基準を有している金融商品取引所において株券を上場している会社

(6) 第12号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

a 決算取締役会決議事項(本所所定の「決算取締役会決議通知書」に記載して提出すること。)。ただし、上場外国会社には適用しない。

b 臨時株主総会の招集

c 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換条件又は新株予約権の内容の変更

d 新株予約権付社債の償還条件又は新株予約権の取得条件の変更

e 基準日の設定の中止

f 優先株、子会社連動配当株(発行者がその連結子会社の業績、配当等に応じて株主に剩余金の配当を支払うことを内容とする種類株をいう。)又は優先出資証券の累積未払配当金があるときは、支払配当の見込額(権利確定日の2週間前に通知のこと。)

g 新株の発行を伴わない資本金の額の増加

h 株式取扱規則の変更(変更後の株式取扱規則を提出すること。)

i 株主名簿管理人の設置、変更

j 失権株の処理

k 目的及び本店所在地の変更

l 削除

m 持株会社である上場会社の子会社が当該上場会社以外の者を割当先として行う拒否権付種類株式(会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式をいう。)又は取締役選任権付種類株式(会社法第108条第1項第9号に掲げる事項(取締役に関するものに限る。)についての定めがある種類の株式をいう。)の発行

(7) 第2項に規定する書類の提出は、次のaからeまでに定めるところ

るにより行うものとする。

- a 第2条第1項第2号mに規定する債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意が当該債権者又は第三者となされた場合

最近事業年度の末日における債務の総額，債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額及び当該債務の総額に対する債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額の割合を記載した合意に関する書面

当該合意後直ちに

- b 第2条第1項第2号rに規定する事実が発生した場合

変更後の株主間基本協定書の写し 受理後遅滞なく

- c 第2条第1項第2号sに規定する事実が発生した場合

当該期限の利益の喪失に係る通知書の写し 受理後遅滞なく

- d 第2条第1項第2号sの2に規定する事実が発生した場合

社債権者集会招集通知書の写し及び当該社債権者集会の決議通知書の写し それぞれ受理後遅滞なく

- e 第2条第1項第2号uに規定する内閣総理大臣等の承認を受けた場合

当該内閣総理大臣等の承認に係る通知書の写し 受理後遅滞なく

(8) 第3項に規定する「本所が必要と認める書類」とは，上場債券の発行者（国，地方公共団体及び本所へ有価証券報告書の写しの提出を行うこととされている者を除く。）に係る事業年度の財務計算に関する書類をいうものとし，当該発行者は，毎事業年度の決算確定後遅滞なく当該書類を本所に提出するものとする。

6 第6条（権利確定のための期間又は期日の届出及び公告）関係

(1) 第1項に規定する期間又は期日は，記名式の株券を発行している

上場外国会社の場合には、株主名簿の閉鎖期間又は基準日、無記名式の株券を発行している上場外国会社の場合には、株券供託期間、配当金支払日等をいうものとする。ただし、上場外国株預託証券等の発行者である場合には、上場外国株預託証券等に關しこれらに準ずる期間又は期日をいうものとする。

- (2) 第6条第1項ただし書に規定する「本所が別に定める場合の公告」とは、次に掲げるものとする。
- a 株主総会における議決権行使する者を確定するために一定の期間又は期日を定める場合の当該期間又は期日の公告。ただし、議決権行使するために必要な書類が当該総会開催日前に株主に交付される場合に限る。
 - b 配当を受ける者を確定するための一定の期間又は期日があらかじめ定められている場合の当該期間又は期日の公告
 - c 本邦内において行使することが不可能又は著しく困難な権利のうち、特にその経済的価値が低いと本所が認めたもの行使する者を確定するために、一定の期間又は期日を定める場合の当該期間又は期日の公告
 - d 公告すべき内容に相当する内容について本所が定める方法により開示した場合の当該内容の公告
- (3) 第6条の規定により上場外国会社が行う公告は、内国株券の発行者である上場会社が行う公告に準じて行うものとする。

7 第7条（上場申請の手続）関係

- (1) 第7条の規定により、上場外国会社が行う上場申請の手続は、当分の間、当該上場外国会社の上場株式と同一種類の株式（上場外国株預託証券等の発行者である場合には、上場外国株預託証券等に表示される権利に係る株式と同一種類の株式に係る権利を表示する外国株預託証券等）について行えば足りるものとする。

- (2) 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式を発行した場合又は新株予約権を発行した場合には、転換開始日又は新株予約権の行使開始日の2週間前にあらかじめ当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換によって発行することとなる株式数（上場外国株預託証券等の発行者である場合には、発行される外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券等の数。この(2)において同じ。）又は新株予約権の行使によって発行することとなる株式数について、一括して上場申請の手続を行うものとする。
- (3) 上場会社は、自己株式消却決議を行った場合には、遅滞なく当該自己株式消却決議に係る株式数について、変更上場の申請を行うものとする。
- (4) 上場外国会社は、株式買取権証書の発行及びストック・オプションの付与又はこれに類するものの付与を決議した場合その他の新たに発行される外国株券（上場外国株預託証券等の発行者である場合には、当該外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券等）について発行の都度上場申請を行うことが困難な場合には、当該株式買取権証書の買取権の行使等によって発行することとなる株式数（上場外国株預託証券等の発行者である場合には、当該外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券等の数）について、原則として、一括して上場申請の手続を行うものとする。
- (5) 上場外国会社は、記名株式及び無記名株式の間の転換等により上場株式数又は上場外国株預託証券等の数を変更する場合には、遅滞なく変更上場申請の手続を行うものとする。
- (6) 上場外国株預託証券等の発行者は、新たに外国株券（上場外国株預託証券等に表示される権利に係る外国株券と権利関係が同一である株式に限る。）を発行する場合には、当該外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券等の数について、原則として、一括して上場申請の手続を行うものとする。

8 第7条の2（自己株式取得の状況に関する報告等）関係

第7条の2第1項（第2項において準用する場合を含む。）に規定する書面には、第7条の2第1項に掲げる条項に該当した旨並びに自己株券の買付状況及び自己株式の取得の状況を記載するものとする。

9 第8条（新株予約権の行使の通知等）関係

（1）第8条第1項の規定により上場会社が行う他の種類の株式への転換が行われる株式若しくは株式への転換が行われる新株予約権の株式への転換通知又は新株予約権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a 上場株式数等報告書

（a）上場会社（本所が適当と認める上場外国会社を除く。）の場合（月間報告）

翌月初

（b）上場外国会社（本所が適当と認める上場会社に限る。）の場合（年間報告）

事業年度開始後遅滞なく

b 次の場合における株式への転換通知又は新株予約権の行使通知（ファクシミリによる送信を含む。）

（a）月初からの転換累計若しくは行使累計又は同月中における通知後の転換累計若しくは行使累計が、上場優先株等又は上場転換社債型新株予約権付社債の各銘柄の発行総額の10%以上となった場合

その都度遅滞なく

（b）上場新株予約権付社債等の各銘柄の上場額面総額が5億円未満となった場合、3億円未満となった場合及び上場額面総額のすべてについて新株予約権の行使が行われた場合又は他の種類

の株式への転換が行われる上場株式各銘柄の上場株式数が5,000単位未満となった場合、1,000単位未満となった場合及び上場株式総数のすべてについて転換が行われた場合

直ちに

(c) 期中償還請求権が付されている上場新株予約権付社債等の期中償還請求権の行使が行われた後に、当該期中償還請求に替えて新株予約権の行使が行われた場合

本所が請求する都度遅滞なく

(d) 上場している新株予約権証券の数が1,000単位未満となった場合及び1単位未満となった場合 その都度直ちに

(2) 第8条第2項の規定により上場会社が行う期中償還請求権が付されている上場新株予約権付社債等の期中償還請求権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a 期中償還請求権行使報告書 期中償還請求期間満了後直ちに
b 次の場合における株式への転換通知又は新株予約権の行使通知
(ファクシミリによる送信を含む。)

(a) 期中償還請求期間開始日からの行使累計又は同期間中における通知後の行使累計が、各銘柄の上場額面総額の10%以上となった場合 その都度遅滞なく

(b) 各銘柄の上場額面総額が5億円未満となった場合、3億円未満となった場合及び上場額面総額のすべてについて行使が行われた場合 直ちに

10 第9条（株式買取権証書の買取権の行使等による株式交付状況及び自己株式取得状況の報告）関係

第9条の規定により、上場外国会社が行う報告は、株式交付状況等報告書（本所所定の様式による。）により、翌事業年度開始後遅滞なく次に掲げる内容について行うものとする。

a 株式の交付状況

7(4)の規定により一括して上場申請の行われた株式に係る事業年度中の株式の交付状況

b 自己株式の取得状況

事業年度中の取得分及び売却分の区分合計並びに事業年度末現在の自己株式の数

11 第10条（外国株預託証券等の発行に関する状況等の報告）関係

第10条の規定により、上場外国株預託証券等の発行者が行う報告は、預託証券発行状況等報告書（本所所定の様式による。）により、翌事業年度開始後遅滞なく次に掲げる内容について行うものとする。

a 事業年度中の上場外国株預託証券等の発行等に関する状況

b 事業年度末現在の上場外国株預託証券等の発行数

12 第13条（株主への発送書類の提出）関係

第13条第2項に規定する書類には、次の(1)及び(2)に掲げるものを含むものとする。

(1) 株主総会招集通知書及びその添付書類

(2) 株主総会決議通知書（株主総会決議の内容が本所に提出する他の書類に記載されている場合を除く。）

13 第14条（本国等の主務官庁等へ提出した書類の提出）関係

(1) 第14条の規定において本所が指定する書類とは、次に掲げるものとする。

a 募集又は売出しに係る登録届出書写し（訂正届出書写しを含む。）

b 年次報告書、半期報告書、四半期報告書及び臨時報告書の写し（これらの訂正報告書写を含む。）

(2) 第14条の規定により上場外国会社が本所に提出する書類には、その訳文を付することを要しないものとする。

14 第15条（その他書類の提出）関係

第15条の規定に基づき請求する書類には、次の(1)から(4)までに掲げる書類を含むものとする。

(1) 各事業年度末日現在における本所の定める様式による株式の分布状況表及び上場種類株の分布状況表（事業年度経過後2か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。）。ただし、上場外国会社（JASDAQの上場会社を除く。）である場合には、提出を要しないものとし、JASDAQの上場外国会社である場合は、事業年度経過後6か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。

(2) 上場会社が発行者である有価証券の外国の金融商品取引所における上場（外国の組織された店頭市場において継続的に取引されることとなる場合を含む。以下このbにおいて同じ。）若しくは上場廃止（外国の組織された店頭市場で取引されている銘柄については、当該店頭市場での相場を即時に入手することができない状態となる場合を含む。以下このbにおいて同じ。）に関する報告書（上場会社が発行者である有価証券が外国の金融商品取引所において上場されることとなる場合若しくは上場廃止となる場合）

(3) 上場会社（上場外国会社を除く。）が、その発行する株券（種類株を除く。）について、単元株式数に満たない株数を売買単位とすることを希望する場合には、その旨を記載した書面

(4) 株券上場審査基準第4条第3項又はJQ有価証券上場規程第15条の規定の適用を受けて株券を上場した会社（外国会社を除く。）である場合には、次のaからcまでに掲げる区分に従い、当該aからcまでに定める書面（法定事後開示書類）の写し

この場合において、上場会社は、上場後速やかに当該書類を提出するものとし、本所が当該書類を公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

a 株券上場審査基準第4条第3項第1号又はJQ有価証券上場規程第15条第1号の規定の適用を受けた会社

会社法第801条第3項第1号又は第815条第3項第1号に規定する書面

b 株券上場審査基準第4条第3項第3号又はJQ有価証券上場規程第15条第3号の規定の適用を受けた会社

会社法第801条第3項第3号又は第815条第3項第3号に規定する書面

c 株券上場審査基準第4条第3項第5号又はJQ有価証券上場規程第15条第5号の規定の適用を受けた会社

会社法第801条第3項第2号又は第815条第3項第2号に規定する書面

15 削除

16 第17条（株式事務代行機関への委託）関係

第17条の規定による委託が行われた場合には、株式事務代行委託契約書写を契約締結後遅滞なく提出するものとし、株式事務代行機関を変更した場合にも同様とする。

17 第18条（適切な株式事務及び配当金支払事務の確保）関係

(1) 第18条に規定する株式事務には、次に掲げる通知を外国株券等実質株主に対して行うことと含むものとする。ただし、上場外国会社が株主（上場外国株預託証券等の発行者である場合には、上場外国株預託証券等の所有者を含む。）に対して当該通知を行なわない場合

はこの限りでない。

- a 剰余金配当，新株予約権の付与その他株主の権利又は利益に関する上場外国会社（上場外国株預託証券等の発行者である場合には，上場外国株預託証券等に係る預託機関等を含む。）による措置に係る通知
- b 年次報告書，半期報告書，四半期報告書等の事業報告書（半期報告書は四半期報告書をもって代えることができる。）の通知。この場合において，当該報告書は，本所が定めるところにより，要約して作成し又は他のもので代替することができるものとする。

(2) 前(1)に規定する通知は，本所の承認を得て，本邦内における公告（6(3)に定める公告に準じて行うものとする。），株式事務取扱機関等に備え置く方法その他本所が定める方法により行うことができるものとする。

18 第20条（会社の代理人等の選定）関係

- (1) 第20条に規定する代理人は，原則として当該上場外国会社の役職員から選定するものとする。ただし，役職員からの選定が困難な場合には，本所の承認する者とする。
- (2) 第20条に規定する代理人又は代表者（以下「代理人等」という。）の選定が行われた場合には，速やかに代理権又は代表権の付与を証する書面を提出するものとし，代理人等を変更した場合にも同様とする。

19 第21条（新規上場申請書類等の公衆縦覧）関係

第21条に規定する「有価証券上場規程第3条又はJQ有価証券上場規程第4条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類」とは，有価証券上場規程取扱要領9(2)又はJQ有価証券上場規

程取扱要領10(2)に規定する書類をいうものとする。

付 則

- 1 この取扱いは、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の3(2)の規定は、改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する募集又は売出しについて適用する。この場合において、当該募集又は売出しに係る上場有価証券の発行者の決議又は決定等を行った日が施行日前である場合には、施行日に当該決議又は決定等に係る3(1)の通知書を提出したものとみなす。

付 則

この取扱いは、平成8年1月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成9年6月1日から施行する。ただし、改正後の7(2)及び9(1)の規定は、同年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成10年1月1日から施行する。
- 2 平成8年1月1日改正付則の規定にかかわらず、改正後の1(3)の規定は、持株会社の子会社である上場会社に適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成11年9月1日から施行する。
- 2 平成12年4月1日前に開始する中間連結会計期間に関する改正後の1(3)の規定の適用については、同号中「連結会計年度若しくは中間連結会計期間」とあるのは「連結会計年度」とする。

付 則

- 1 この取扱いは、平成13年10月1日から施行する。
- 2 改正後の7(3)の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号。以下この付則において「商法等改正法」と

いう。)附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。

3 改正後の8の規定にかかわらず、商法等改正法附則の規定に基づき取得する自己株式又は同附則の規定に基づく自己株式の取得については、なお従前の例により取り扱うものとする(改正前8(1)を除く。)。

付 則

この取扱いは、平成15年1月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年1月14日から施行する。

付 則

1 この取扱いは、平成15年2月1日から施行する。

2 平成17年3月30日までに終了する事業年度における改正後の2の2に規定する開示については、企業集団の売上高等の開示に代えて、当該上場会社の売上高等の開示とすることができるものとする。

付 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行する。なお、この改正規定は、施行期日を同じくする「新市場部銘柄の承継に関する有価証券上場規程並びにニッポン・ニュー・マーケット・「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の特例の制定等」の施行に次いで改正するものとする。

付 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年5月8日から施行する。

付 則

1 この取扱いは、平成16年4月1日から施行する。

- 2 改正後の 2 の 2 の規定は、この取扱い施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する連結会計年度（連結財務諸表を作成すべき会社でない上場会社にあっては、事業年度。以下同じ。）における開示から適用する。ただし、システム対応又は子会社における対応等の必要がある上場会社の実務上の準備期間の必要性を踏まえ、平成19年3月31日以前に開始する連結会計年度における開示については、なお従前の例によることができるものとする。
- 3 前項ただし書の規定は、次の各号のいずれかに該当する上場会社については、適用しない。
 - (1) 施行日以後に上場申請が行われて新たに上場会社となった者（株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受けた者（同項各号に規定する上場会社のいずれかが前項ただし書の規定の適用を受けていた場合に限る。）を除く。）
 - (2) 施行日以後に指定の申請が行われて市場第二部銘柄から市場第一部銘柄に指定された銘柄の上場会社
- 4 施行日前に開始する連結会計年度における開示は、なお従前の例による。

付 則

この取扱いは、平成16年10月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、本所が定める日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の 1 の 3 (3) ,14d 及び f 並びに平成8年1月1日改正付則の規定は、平成17年3月1日以後の開示から適用する。ただし、改正後の 1 の 3 (3) c の規定は、平成17年3月1日以後に終了する親会社等の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る開示から適用する。

3 この取扱い施行の日において現に上場会社である会社は、改正後の2の4(1)a及びbに規定する事項(同(2)の規定に該当するヘラクレスの上場会社にあっては、同(2)aを含む。)その他本所が必要と認め
る事項を記載した書面を、平成17年2月28日までに本所に提出するも
のとする。

付 則

この取扱いは、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成18年3月1日から施行する

付 則

1 この取扱いは、平成18年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、本所が指定する銘柄に関するこの取扱い
の適用については、本所が銘柄ごとに定める日までは、なお従前の例
による。

付 則

この取扱いは、平成18年4月1日から施行する。

付 則

1 この取扱いは、平成18年5月1日から施行する。

2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律
第87号)第105条の規定によりなお従前の例によるとされた株式交換、
株式移転、合併及び会社の分割に係る本所への書類の提出については、
なお従前の例による。

付 則

この取扱いは、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成18年12月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成19年12月1日から施行する。

付 則

1 この取扱いは，平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の1第3号c及び2の6の規定は，この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度から適用し，施行日よりも前に開始する事業年度に係るものについては，なお従前の例による。

3 施行日より前に開始する事業年度に係る有価証券報告書等については，改正前の10の2の規定は，なおその効力を有する。

付 則

この取扱いは，平成20年12月12日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成21年1月5日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成21年11月16日から施行する。

付 則

1 この取扱いは，平成21年12月30日から施行する。

2 改正後の2の5(1)fに規定する取引のうち，この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)前に行われたもの及び改正後の同gに定める履行状況のうち同日以前に係るものについては，改正後の上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第8項に基づく開示の対象としないことができる。

3 改正後の5(3)a(f)の規定は，この施行日以後に第三者割当に係る募集事項を決定する上場会社から適用する。

付 則

この取扱いは，平成22年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成22年6月30日から施行する。

付 則

1 この取扱いは，平成22年10月12日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず，この取扱いの施行の日前日においてヘラクレスのグロースに上場している上場内国会社にあっては，14(1)に規定する株式の分布状況表及び上場種類株の分布状況表の提出については，平成26年3月末日までに終了する事業年度において，なお従前の例による。

付 則

この取扱いは，平成23年1月31日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成23年3月31日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成24年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成24年10月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成25年1月1日から施行する。